風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 28 年 2 月修正）	改　正　後	改正理由
	第１編　総則 　第１章　計画の目的・方針 　　第１節　計画の目的 　　第２節　計画の性格及び基本方針 　　第３節　計画の構成 　　第４節　災害の想定 　　第５節　碧南市地域防災計画の作成又は修正 　第２章　基本理念及び重点を置くべき事項 　　第１節　防災の基本理念 　　第２節　重点を置くべき事項 　第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 　　第１節　実施責任 　　第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 第２編　災害予防 　第１章　防災協働社会の形成推進 　　第１節　防災協働社会の形成推進 　　第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携 　　第３節　企業防災の促進 　第２章　水害予防対策 　　第１節　砂防対策 　　第２節　河川防災対策 　　第３節　海岸防災対策 　　第４節　農地防災対策	第１編　総則 　第１章　計画の目的 　　第１節　計画の目的 　　第２節　計画の性格 　　第３節　計画の構成 　　第４節　災害の想定 　　第５節　碧南市地域防災計画の作成又は修正 　第２章　基本理念及び重点を置くべき事項 　　第１節　防災の基本理念 　　第２節　重点を置くべき事項 　第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 　　第１節　実施責任 　　第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 第２編　災害予防 　第１章　防災協働社会の形成推進 　　第１節　防災協働社会の形成推進 　　第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携 　　第３節　企業防災の促進 　第２章　水害予防対策 　　第１節　河川防災対策 　　第２節　雨水出水対策 　　第３節　海岸防災対策 　　第４節　浸水想定区域における対策（追加） 　　第５節　地下空間の浸水対策（追加） 　　第６節　農地防災対策 　第３章　土砂災害等予防対策 　　第１節　土地利用の適正誘導 　　第２節　土砂災害の防止 　　第３節　砂防対策 　　第４節　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策（追加） 　　第５節　宅地造成の規制誘導 　　第６節　被災宅地危険度判定の体制整備	

風水害等災害対策計画編

	第３章　事故・火災等予防対策 第１節　海上災害対策 第２節　航空災害対策 第３節　鉄道災害対策 第４節　道路災害対策 第５節　放射性物質及び原子力災害予防対策 第６節　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 第７節　高圧ガス保安対策 第８節　火薬類保安対策 第４章　建築物等の安全化 第１節　交通関係施設対策 第２節　ライフライン関係施設対策 第３節　文化財保護対策 第４節　防災建造物整備対策 第５章　都市の防災性の向上 第１節　マスタープラン等の策定 第２節　防災上重要な都市施設の整備 第３節　建築物の不燃化の促進 第４節　市街地の面的な整備・改善 第５節　都市排水対策 第６章　地盤災害の予防 第１節　土地利用の適正誘導 第２節　宅地造成の規制誘導 第３節　土砂災害の防止 第４節　被災宅地危険度判定の体制整備 第７章　防災施設等の整備 第８章　避難行動の促進対策 第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 第２節　避難場所及び避難路の指定等 第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 第４節　避難誘導等に係る計画の策定 第５節　避難に関する意識啓発 第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第４章　事故・火災等予防対策 第１節　海上災害対策 第２節　航空災害対策 第３節　鉄道災害対策 第４節　道路災害対策 第５節　放射性物質及び原子力災害予防対策 第６節　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 第７節　高圧ガス保安対策 第８節　火薬類保安対策 第５章　建築物等の安全化 第１節　交通関係施設対策 第２節　ライフライン関係施設対策 第３節　文化財保護対策 第４節　防災建造物整備対策 第６章　都市の防災性の向上 第１節　マスタープラン等の策定 第２節　防災上重要な都市施設の整備 第３節　建築物の不燃化の促進 第４節　市街地の面的な整備・改善 第７章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第８章　避難行動の促進対策 第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 第２節　緊急避難場所及び避難路の選定 第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 第４節　避難誘導等に係る計画の策定 第５節　避難に関する意識啓発 第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	

	第１節　避難所の指定・整備 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第 10 章　広域応援体制の整備 第１節　広域応援体制の整備 第２節　救援隊等による協力体制の整備 第 11 章　防災訓練及び防災意識の向上 第１節　防災訓練の実施 第２節　防災のための意識啓発・広報 第３節　防災のための教育 第 12 章　防災に関する調査研究の推進 第３編　災害応急対策 第１章　活動態勢（組織の動員配備） 第１節　災害対策本部の設置・運営 第２節　職員の派遣要請 第２章　避難行動 第１節　気象警報等の伝達 第２節　避難の勧告・指示 第３節　住民等の避難誘導 第３章　災害情報の収集・伝達・広報 第１節　被害状況等の収集・伝達 第２節　通信手段の確保 第３節　広報 第４章　応援協力・派遣要請 第１節　応援協力 第２節　救援隊等による協力 第３節　自衛隊の災害派遣 第４節　ボランティアの受入れ 第５節　労務計画 第６節　防災活動拠点の確保 第５章　救出・救助対策	第１節　避難所の指定・整備 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第 10 章　広域応援体制の整備 第１節　資料の整備（追加） 第２節　広域応援体制の整備 第３節　応援部隊等に係る広域応援体制の整備 第 11 章　防災訓練及び防災意識の向上 第１節　防災訓練の実施 第２節　防災のための意識啓発・広報 第３節　防災のための教育 第 12 章　防災に関する調査研究の推進 第 13 章　災害救助基金の管理（追加） 第３編　災害応急対策 第１章　活動態勢（組織の動員配備） 第１節　災害対策本部の設置・運営 第２節　職員の派遣要請 第２章　避難行動 第１節　気象警報等の発表、伝達 第２節　避難の勧告・指示 第３節　住民等の避難誘導 第３章　災害情報の収集・伝達・広報 第１節　被害状況等の収集・伝達 第２節　通信手段の確保 第３節　広報 第４章　応援協力・派遣要請 第１節　応援協力 第２節　応援部隊等による広域応援等 第３節　自衛隊の災害派遣 第４節　ボランティアの受入 第５節　労務計画（※県には無く、掲載の検討） 第６節　防災活動拠点の確保 第５章　救出・救助対策	

風水害等災害対策計画編

	第１節　救出・救助活動 第２節　海上における避難救出活動 第３節　航空機の活用 第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策　　115 第１節　医療救護 第２節　防疫・保健衛生 第７章　地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 第１節　地域安全対策 第２節　道路交通規則等 第３節　緊急輸送道路の確保 第４節　緊急輸送手段の確保 第８章　水害防除対策 第１節　水防 第２節　防災営農 第３節　流木の防止 第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の開設・運営 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第 10 章　水・食品・生活必需品等の供給 第１節　給水 第２節　食品の供給 第３節　生活必需物資の供給 第 11 章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第１節　環境汚染防止計画 第２節　廃棄物処理計画 第 12 章　遺体の取扱い 第１節　遺体の捜索・収容 第２節　遺体の処理 第３節　遺体の埋火葬 第 13 章　交通施設の応急対策（削除）	第１節　救出・救助活動 第２節　海上における避難救出活動 第３節　航空機の活用 第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第１節　医療救護 第２節　防疫・保健衛生 第７章　交通の確保・緊急輸送対策 第１節　道路交通規制等 第２節　道路施設対策 第３節　港湾・漁港施設対策 第４節　鉄道施設対策 第５節　緊急輸送道路の確保（※県には無く、掲載の検討） 第６節　緊急輸送手段の確保 第８章　水害防除対策 第１節　水防 第２節　防災営農 第３節　流木の防止 第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の開設・運営 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第 10 章　水・食品・生活必需品等の供給 第１節　給水 第２節　食品の供給 第３節　生活必需品の供給 第 11 章　環境汚染防止及び地域安全対策 第１節　環境汚染防止対策 第２節　地域安全対策 第 12 章　遺体の取扱い 第１節　遺体の捜索 第２節　遺体の処理 第３節　遺体の埋火葬	

	第１節　道路施設対策 第２節　鉄道施設対策 第３節　港湾・漁港施設対策 第 14 章　ライフライン施設等の応急対策 第１節　電力施設対策 第２節　ガス施設対策 第３節　上水道施設対策 第４節　工業用水道施設対策 第５節　下水道施設対策 第６節　通信施設の応急措置 第７節　郵便業務の応急措置 第 15 章　海上災害対策 第 16 章　航空災害対策 第 17 章　鉄道災害対策 第 18 章　道路災害対策 第 19 章　放射性物質及び原子力災害応急対策 第１節　放射性物質災害発生時の応急対策 第２節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 第３節　県外の原子力発電所等における異常時対策 第 20 章　危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第１節　危険物等施設 第２節　危険物等積載車両 第３節　危険物等積載船舶 第 21 章　高圧ガス災害対策 第１節　高圧ガス施設 第２節　高圧ガス積載車両 第３節　高圧ガス積載船舶 第 22 章　火薬類災害対策 第１節　火薬類関係施設 第２節　火薬類積載車両 第３節　火薬類積載船舶 第 23 章　大規模な火事災害対策 第 24 章　住宅対策	第 13 章　ライフライン施設等の応急対策 第１節　電力施設対策 第２節　ガス施設対策 第３節　上水道施設対策 第４節　工業用水道施設対策 第５節　下水道施設対策 第６節　通信施設の応急措置 第７節　郵便業務の応急措置 第 14 章　海上災害対策 第 15 章　航空災害対策 第 16 章　鉄道災害対策 第 17 章　道路災害対策 第 18 章　放射性物質及び原子力災害応急対策 第１節　放射性物質災害発生時の応急対策 第２節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 第３節　県外の原子力発電所等における異常時対策 第 19 章　危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第１節　危険物等施設 第２節　危険物等積載車両 第３節　危険物等積載船舶 第 20 章　高圧ガス災害対策 第１節　高圧ガス施設 第２節　高圧ガス積載車両 第３節　高圧ガス積載船舶 第 21 章　火薬類災害対策 第１節　火薬類関係施設 第２節　火薬類積載車両 第３節　火薬類積載船舶 第 22 章　大規模な火事災害対策 第 23 章　住宅対策	

風水害等災害対策計画編

	第１節　被災宅地の危険度判定 第２節　被災住宅等の調査 第３節　公共賃貸住宅等への一時入居 第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 第５節　住宅の応急修理 第６節　障害物の除去 第 25 章　学校における対策 第１節　気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 第２節　教育施設及び教職員の確保 第３節　応急な教育活動についての広報 第４節　教科書・学用品等の給与 第５節　被災教職員、児童・生徒の健康管理 第４編　災害復旧 第１章　民生安定のための緊急措置（削除） 第１節　義援金その他資金等による支援 第２節　金融対策 第３節　住宅等対策 第４節　労働者対策 第５節　罹災証明書の交付 第６節　暴力団等への対策 第２章　公共施設等災害復旧対策 第１節　公共施設災害復旧事業 第２節　激甚災害の指定 第３章　財政対策 第１節　財源の確保 第２節　費用の負担 索　引	第１節　被災宅地の危険度判定 第２節　被災住宅等の調査 第３節　公共賃貸住宅等への一時入居 第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 第５節　住宅の応急修理 第６節　障害物の除去 第 24 章　学校における対策 第１節　気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 第２節　教育施設及び教職員の確保 第３節　応急な教育活動についての広報 第４節　教科書・学用品等の給与 第５節　被災教職員、児童・生徒の健康管理（※県には無く、検討） 第４編　災害復旧・復興 第１章　公共施設等災害復旧対策 第１節　公共施設災害復旧事業 第２節　激甚災害の指定 第３節　暴力団等への対策 第２章　災害廃棄物処理対策 第３章　被災者等の再建等の支援（追加） 第１節　罹災証明書の交付等 第２節　被災者への経済的支援等 第３節　金融対策 第４節　住宅等対策 第５節　労働者対策 第４章　商工業・農林水産業の再建支援（追加） 第１節　商工業の再建支援（追加） 第２節　農林水産業の再建支援（追加） 第５章　財政対策（※県には無いが掲載） 第１節　財源の確保 第２節　費用の負担 索　引	

	第１編　総則	**第１編　総則**	
1	**第１章　計画の目的・方針**	**第１章　計画の目的**	表記の整理
	第２節　計画の性格及び基本方針	**第２節　計画の性格**	表記の整理
	１　地域防災計画－風水害等災害対策計画－	**１　地域防災計画－風水害等災害対策計画－**	
	(2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。	（削除）　*※第２章第１節に記載*	表記の整理
	(3)、(4)　（略）	(2)、(3)　（略）	表記の整理
	（追加）	**２　愛知県地域強靭化計画との関係** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、愛知県地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。 ア　市民の生命を最大限守る イ　地域及び社会の重要な機能を維持する ウ　市民の財産及び公共施設、碧南市を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する エ　迅速な復旧復興を可能とする	愛知県地域強靭化計画の策定
	２　他の計画との関係 (1) この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靭化地域計画を指針とするものとする。	**３　他の計画との関係** （削除）	記載箇所の変更
	(2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「碧南市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「碧南市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	表記の整理
2	**第３節　計画の構成**	**第３節　計画の構成**	

構　成		主な内容
第４編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策　等

構　成		主な内容
第４編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた

表記の整理（防災基本計画）

		対策　等	

2	**第４節　災害の想定** (2)水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。 ア　水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域	**第４節　災害の想定** (2)水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。 ア　水防法第 14 条、第 14 条の２及び第 14 条の３に基づき指定された各浸水想定区域	表記の整理（水防法改正）
3	**第２章　基本理念及び重点を置くべき事項** **第１節　防災の基本理念** （略） 近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。 （略）	**第２章　基本理念及び重点を置くべき事項** **第１節　防災の基本理念** （略） 近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。 （略）	表記の整理
5	**第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱** **第２節　処理すべき事務又は業務の大綱**	**第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱** **第２節　処理すべき事務又は業務の大綱**	
6	**２　県**	**２　県**	

機関名	内　容
愛知県	(1)　（略） (追加) (追加) (2) ～ (21)　（略）

機関名	内　容
愛知県	(1)　（略） (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (4) ～ (23)　（略）

処理すべき事務等の追加

7	**３　指定地方行政機関**	**３　指定地方行政機関**	

機関名	内　容
（略）	（略）
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2)～(12)　（略）

機関名	内　容
（略）	（略）
東海農政局	(1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2)～(12)　（略）

表記の整理

		（略）	（略）	（略）	（略）	
8		**名古屋地方気象台**	（1）気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。 （2）気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 （3）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 （4）木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 （5）新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 （6）愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 （7）市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。 （8）災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 （9）県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	**名古屋地方気象台**	（1）気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 （2）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 （3）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 （削除） （削除） （削除） （4）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 （削除） （5）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	表記の整理
		（略）	（略）	（略）	（略）	
9		**中部地方整備局**	（1）、（2）　（略） （3）ア～キ　（略） ク　要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両・油回	**中部地方整備局**	（1）、（2）　（略） （3）ア～キ　（略） ク　要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回	表記の整理

	収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。	収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。
（略）	（略）	（略）
近畿中部防衛局東海防衛支局	（略）	（略）
（追加）	（追加）	**国土地理院中部地方測量部** (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第３６条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

指定地方行政機関の追加

10 **６ 指定公共機関**

機関名	内　容
（略）	（略）
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。 (2)～(4)　（略） (5) 義援金の受付及び配分を行う。 （略）
（略）	（略）
12 **ソフトバンク<u>モバイル</u>株式会社**	（略）

６ 指定公共機関

機関名	内　容
（略）	（略）
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検<u>等</u>を行う。 (2)～(4)　（略） (5) 義援金<u>等</u>の受付及び配分を行う。 （略）
（略）	（略）
ソフトバンク株式会社	（略）

表記の整理

表記の整理

14

第２編　災害予防
第１章　防災協働社会の形成推進
主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	（市）防災課	1(1)、1(2)　（略） 1(3)　業務継続計画の策定
第３節 企業防災の促進	（市）防災課、商工課	（追加） 1(1)、1(2)　（略） 1(3)　事業の継続 1(4)　地域貢献・地域との共生

第１節　防災協働社会の形成推進
１　市における措置
(3)市における業務継続計画の策定
市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。
また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

15

２　市民の基本的責務
(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携
１　市における措置

16

ウ　自主防災会等の協力体制の推進
いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関（消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）の協力体制の推進のため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める

第２編　災害予防
第１章　防災協働社会の形成推進
主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	（市）防災課	1(1)、1(2)　（略） （削除）　*※第８章に記載*
第３節 企業防災の促進	（市）防災課、商工課	1(1)　事業継続計画の策定・運用 1(2)、1(3)　（略） （削除） 1(4)　地域との共生と貢献

第１節　防災協働社会の形成推進
１　市における措置
（削除）　*※第８章に記載*

記載箇所の変更

２　県民の基本的責務
(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

表記の整理（防災基本計画の修正）

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携
１　市における措置

表記の整理

ウ　自主防災会等の協力体制の推進
いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関（消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）の協力体制の推進のため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものと

	ものとする。	する。	
18	**第３節　企業防災の促進**	**第３節　企業防災の促進**	
	１　企業における措置	**１　企業における措置**	
	（追加） 企業は、災害時の企業の果たす役割（顧客及び従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。	(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	表記の整理（防災基本計画の修正）
		特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定
	(1) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。	(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定
	(2) 二次災害の防止 製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。	(3) 二次災害の防止 落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。 （削除）	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定
	(3) 事業の継続 被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。	(4) 地域との共生と貢献 緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。	対策の追加
	(4) 地域貢献・地域との共生 災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の	企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い	

特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

（追加）

20 **第２章　水害予防対策**

■基本方針

○　集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

（略）

（追加）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 砂防対策	（市）防災課、土木課	１(1)　急傾斜地崩壊対策事業 １(2)　総合土砂災害対策 ２　関連調整事項
第２節 河川防災対策	（略）	1(1)　～1(3)　　（略） 1(4)　河川情報の提供 （追加）
（追加） *※第５章第５節に記載されている内容*	（追加）	（追加）
第３節 海岸防災対策	（略）	(1)　高潮対策事業 （略）

施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5)　洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第２章　水害予防対策　第４節　浸水想定区域における対策　5、6、7 参照

第２章　水害予防対策

■基本方針

（削除）*※第３章に記載*　　記載箇所の変更

（略）　　方針の追加

○　水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（削除） *※第３章第３節に記載*	（削除）	（削除）
第１節 河川防災対策	（略）	1(1)～1(3)　（略） 1(4)　河川情報等の提供 1(5)　市民の自発的な行動の促進
第２節 雨水出水対策	（市）下水道課	1(1)　公共下水道事業 1(2)　都市下水路事業
第３節 海岸防災対策	（略）	(1)　高潮、波浪対策事業 （略）

（追加）	（追加）	（追加）	第４節 浸水想定区域における対策	（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	1(1) 洪水浸水想定区域の指定 1(2) 市町村への情報提供 2(1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4(1) 市町村地域防災計画に定める事項 4(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 5,6,7(1) 計画の策定 5,6,7(2) 訓練の実施 5,6,7(3) 自衛水防組織の設置	
（追加）	（追加）	（追加）	第５節 地下空間の浸水対策	（市）防災課、下水道課 地下空間の所有者・管理者・占有者	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 1(3) 各組織の連携方策の整備 2(1) 浸水防止施設設置の促進 2(2) 浸水対策事業の集中的実施	
第４節 農地防災対策	（略）	1(1) （略） （追加） 1(2) ～1(3) （略）	第６節 農地防災対策	（略）	1(1) （略） 1(2) 老朽ため池等整備事業 1(3) ～1(4) （略）	
（追加） *※第７章第４節に記載されている内容*	（追加）	（追加）	第７節 地盤沈下の防止	中部経済産業局 中部地方整備局	(1) 調査・観測の継続実施 (2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給 (3) 防災対策	
第３節　砂防対策			（削除）	*※第３章第３節に記載*		構成の整理

21	**第２節　河川防災対策** **１　中部地方整備局、県及び市における措置** (4) 河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市町村のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 さらに、県は、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをＮＰＯと連携して実施する。 （追加）	**第１節　河川防災対策** **１　中部地方整備局、県及び市における措置** (4) 河川情報等の提供 中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。 また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。 (5) 市民の自発的な行動の促進 県は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。	表記の整理 記載箇所の変更
22	**２　浸水想定区域のある市における措置** **３　地下街等の所有者又は管理者における措置**	（削除）　*※本章第４節に記載* （削除）　*※本章第４節に記載*	構成の整理 構成の整理
23	**４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置** **５　大規模工場等の所有者又は管理者における措置** **６　関連調整事項** (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。	（削除）　*※本章第４節に記載* （削除）　*※本章第４節に記載* **２　関連調整事項** (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。	構成の整理 構成の整理 表記の整理
(44)	**（第５章 都市の防災性の向上）** **（第５節 都市排水対策）** **２　関連調整事項** （追加）	**第２節　雨水出水対策** **２　関連調整事項** (3) 下水道管理者（県（建設部）及び市）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。	構成の整理 対策の追加（下水道法

	(3)、(4)　（略）	(4)、(5)　（略）	改正）
23	**第３節　海岸防災対策**	**第３節　海岸防災対策**	表記の整理
	１　県及び市における措置	**１　県及び市における措置**	
	(1) 高潮対策事業	(1) 高潮、波浪対策事業	表記の整理
	（略）	（略）	
	(3) 高潮による浸水リスク情報の提供 県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開する。 また、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。	（削除）　*※本章第４節に記載*	記載箇所の変更
	（追加）	**第４節　浸水想定区域における対策**	節の新設
		１　洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置）	
		(1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	対策の追加
	（第２章 水害予防対策） **（第２節 河川防災対策）** **（１ 中部地方整備局、県（建設部）及び市における措置）**		
(21)	(4) 河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。	(2) 市への情報提供 中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 ○ 洪水予報を行う河川 国土交通大臣指定：矢作川 愛知県知事指定：新川 ○ 水位情報を周知する河川 愛知県知事指定：該当なし	表記の整理
		２　雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設部）、市における措置）	対策の追加

		(1) 区域の指定 県又は市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 (2) 市への情報提供 県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。	（水防法改正）
	（第２章 水害予防対策） **（第３節 海岸防災対策）** **（１ 県（建設部、農林水産部）及び市における措置）** (3) 高潮による浸水リスク情報の提供	**３ 高潮浸水想定区域の指定（県（建設部）における措置）** (1) 区域の指定 県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知する。	対策の追加（水防法改正） 表記の整理
(24)	県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開する。また、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。	(2) 市への情報提供 県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 なお、県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、平成 26 年 11 月に高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開している。	
	（第２章 水害予防対策） **（第２節 河川防災対策）**		
(22)	**２ 浸水想定区域のある市における措置** (1) 市地域防災計画に定める事項	**４ 浸水想定区域のある市における措置** (1) 市地域防災計画に定める事項	表記の整理

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 ア　（略） イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 （追加） ウ　（略） (ｱ) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの (ｲ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの (ｳ)　（略） エ　ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法 (2) 防災マップ等の配布 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 **（第２章　水害予防対策）** **（第２節　河川防災対策）**	市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 ア　（略） イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項 エ　（略） (ｱ) 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの ※　地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。） (ｲ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの (ｳ)　（略） オ　エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。	表記の整理

(22)	**3　地下街等の所有者又は管理者における措置** （略） （1）計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。 （2）訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。 （3）自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。 **（第２章 水害予防対策）** **（第４節 河川防災対策）**	**5　地下街等の所有者又は管理者における措置** （略） （1）計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。 （2）訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。 （3）自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。	表記の整理 対策の追加 表記の整理 表記の整理
(23)	**4　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置** （略） （1）計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 （2）訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 （3）自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告 **（第２章 水害予防対策）** **（第４節 河川防災対策）**	**6　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置** （略） （1）計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 （2）訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 （3）自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告	表記の整理 表記の整理 表記の整理

(23)	**５ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置** （略） （1）計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 （2）訓練の実施 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施 （3）自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告 （追加） （追加）	**７　大規模工場等の所有者又は管理者における措置** （略） （1）計画の策定 大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 （2）訓練の実施 大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施 （3）自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告 **第５節　地下空間の浸水対策** **１　地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設部）及び市における措置** （1）地下空間の実態調査の実施 地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。 （2）地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。 （3）各組織の連携方策の整備 地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。 **２　県（建設部）及び市における措置** （1）浸水防止施設設置の促進 県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。 （2）浸水対策事業の集中的実施 県及び市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。	表記の整理 表記の整理 表記の整理 新設

24	**第４節　農地防災対策** **１　東海農政局、市及び土地改良区における措置** （追加） （2）用排水施設整備事業 農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、頭首工、水路等の改修を行う。 （3）（略）	**第６節　農地防災対策** **１　東海農政局、市及び土地改良区における措置** （2）老朽ため池等整備事業 農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行う。 （3）用排水施設整備事業 農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。 （4）（略）	表記の整理 対策の追加 表記の整理 表記の整理
25	**２　関連調整事項** （追加） （1）（略）	**２　関連調整事項** （1）老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。 （2）（略）	対策の追加 表記の整理
	第３章 事故・火災等予防対策 **（第６章 地盤災害の予防）**	（削除）　*※第４章に記載*	構成の整理
(45)	**基本方針** ○ 降雨により発生する地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。 ○ 市は、土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。 （追加）	**第３章　土砂災害等予防対策** **基本方針** （削除） ○　土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 ○　土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。	章の新設 表記の整理 表記の整理
	（第２章 水害予防対策） **基本方針**		
(20)	○　集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険個所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。	○　集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険個所の周知、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。	

（第６章 地盤災害の予防）

(45) **主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
第１節 土地利用の適正誘導	（略）	（略）
第２節 宅地造成の規制誘導	（略）	（略）
第３節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援
	（略）	（略）
（追加） *※第２章第１節に記載されている内容*	（追加）	（追加）
（追加）	（追加）	（追加）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 土地利用の適正誘導	（略）	（略）
（削除） *※本章第５節に記載*	（削除）	（削除）
第２節 土砂災害の防止	県	1(1)土砂災害危険箇所等の把握 1(2)土砂災害警戒区域等の指定 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システムの整備 1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
	（略）	（略）
第３節 砂防対策	（市）防災課、土木課	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策
第４節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	（市）防災課、土木課、県	1(1) 市土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及
	（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会	2　施設管理者に対する連絡体制の確立

	（追加） ※本章第２節に記載されている内容	（追加）	（追加）
	第４節 被災宅地危険度判定の体制整備	（略）	（略）

		福祉施設等管理者	
		要配慮者利用施設	3　社会福祉施設等における対策
	第５節 宅地造成の規制誘導	（市）都市計画課、建築課、県	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール
	第６節 被災宅地危険度判定の体制整備	（略）	（略）

（第６章 地盤災害の予防）

第1節 土地利用の適正誘導

(45) **１　市における措置**

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第１節　土地利用の適正誘導

１　市における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

表記の整理

（第６章 地盤災害の予防）

(45) **第2節 宅地造成の規制誘導**

（削除）　*※本章第６節に記載*

構成の整理

（第６章 地盤災害の予防）

(45) **第3節 土砂災害の防止**

１ 中部地方整備局及び県における措置

(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置

ア 適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。

イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を把握し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。

第２節　土砂災害の防止

表記の整理

１　県における措置

(1) 土砂災害危険箇所等の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。

土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。

表記の整理

	◆附属資料第１「危険箇所等の定義」 （追加）　*※第６章第３節１(2)に記載されている内容*	(2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。 イ　災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。 ウ　急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第３条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。 　なお、未指定の危険箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）	表記の整理
	（追加）　*※第７章第３節１(2)に記載されている内容*	(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア　県は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。	表記の整理
46	(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援	（削除）　*※本節１(2)，(3)に整理して記載*	

	土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。 **◆附属資料第１「土砂災害警戒区域等の定義」**		表記の整理 表記の整理
	（追加）	(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア　県は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。	表記の整理 表記の整理
	（追加）	(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ア　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ①　開発行為の制限 ②　建築物の構造規制 ③　建築物に対する移転等の勧告	
47	【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 土砂災害から、住民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 おおむね５年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。		表記の整理

	また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告 なお、未指定の箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。		表記の整理
46	【災害危険区域】 建築基準法第 39 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として指定し、建築物の防災対策を推進する。 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導をし、安全確保を図るものとする。 なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図っていくものとする。 【急傾斜地崩壊危険区域】 降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。 この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施 なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。	イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。 ウ 急傾斜地崩壊危険区域 ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施 エ 地すべり防止区域 ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 地すべり防止工事の実施	表記の整理 対策の追加 対策の追加 対策の追加

	◆附属資料第１「急傾斜地崩壊危険箇所･急傾斜地崩壊危険区域･災害危険区域」		（防災基本計画の修正）
46	【地すべり防止区域】 降雨等により地すべりの発生が想定される地すべり危険箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定し、必要な対策を進める。 この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 地すべり防止工事の実施 なお、未指定の地すべり危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら現に地すべり現象が確認された箇所を指定するものとする。 **◆附属資料第１「地すべり危険箇所･地すべり防止区域」**	オ　土石流危険渓流 ①　標識等による住民への周知 ②　土石流を受け止める砂防えん堤の設置 カ　山地災害危険地区 災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。 (5) 土砂災害監視システムの整備 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う。 (6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど市を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。	
	（追加） （追加） （追加） （追加）		
	（第６章 地盤災害の予防） **（第３節 土砂災害の防止）** **２　市における措置**	**２　市における措置**	
(47)	(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （追加）	(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア　市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	対策の追加 表記の整理

市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 オ 救助に関する事項 カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 （追加）	イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等） ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ 救助に関する事項 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
(2) ハザードマップの作成及び周知 （略） また、ハザードマップを市民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。	(2) ハザードマップの作成及び周知 （略） また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。	対策の追加（防災基本計画の修正）
（第２章水害予防対策） **第３節 砂防対策**	**第３節　砂防対策**	

(20)	**1　市における措置** (1) 急傾斜地崩壊対策事業 本市における急傾斜地崩壊対策については、第６章第３節を参照。 (2) 総合土砂災害対策 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から、防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土地利用の誘導、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。 本市における土砂災害対策（警戒避難体制、情報の収集伝達等）については、第６章第３節を参照。	**1　中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置** (1) 急傾斜地崩壊対策事業 本市における急傾斜地崩壊対策については、本章第２節を参照。 （削除）　*※本章第２節１(6)等に整理して記載*	構成の整理
	（追加）	**第４節　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策** **1　県及び市における措置** (1) 県土保全事業の推進 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。 また、施設の名称、場所等を県及び市地域防災計画に登録することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。 **2　市における措置** 市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 **3　要配慮者利用施設における措置** 第９章第２節１(1)「社会福祉施設等における対策」による。	対策の追加
	（第６章 地盤災害の予防）		表記の整理
(45)	**第２節 宅地造成の規制誘導**	**第５節　宅地造成の規制誘導**	
	（第６章 地盤災害の予防）		
(49)	**第４節　被災宅地危険度判定の体制整備**	**第６節　被災宅地危険度判定の体制整備**	表記の整理
26	**第３章 事故・火災等予防対策**	**第４章　事故・火災等予防対策**	表記の整理

区　分	機関名	主な措置

区　分	機関名	主な措置
第１節	第四管区海上	1(1) ～1(5)　(略)

	第１節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1) ～1(5)　（略） （追加）	海上災害対策	保安本部	1(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

27	**第１節　海上災害対策** **１　第四管区海上保安本部における措置** （追加）	**第１節　海上災害対策** **１　第四管区海上保安本部における措置** (6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。	対策の追加（防災基本計画の修正）
29	**第４節　道路災害対策** **１　道路管理者（中部地方整備局、県、市）における措置** (2) 道路の防災対策 道路管理者は、道路の防災対策について、「本編第４章第１節交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。	**第４節　道路災害対策** **１　道路管理者（中部地方整備局、県、市）における措置** (2) 道路の防災対策 道路管理者は、道路の防災対策について、「本編第５章第１節交通関係施設対」により実施する。	表記の整理
34	**第４章　建築物等の安全化**	**第５章　建築物等の安全化**	表記の整理
36	**第２節　ライフライン関係施設対策** **１　施設管理者等における措置** 災害時におけるライフラインの確保を図るため、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。	**第２節　ライフライン関係施設対策** **１　施設管理者等における措置** 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	表記の整理（防災基本計画）
38	**５　下水道** 下水道事業者は、次の対策を実施する。 (2) 災害対策用資機材の確保 災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。 （追加）	**５　下水道** 下水道管理者（県及び市）は、次の対策を実施する。 (2) 災害対策用資機材の確保 可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。 (4) 協定の締結 発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。	表記の整理 表記の整理（防災基本計画の修正） 対策の追加（防災基本計画の修正）
39	**第３節　文化財保護対策** **４　応急協力体制** 県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博	**第３節　文化財保護対策** **４　応急協力体制** 県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、	表記の整理

	物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。	資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。
41	**第5章　都市の防災性の向上**	**第6章　都市の防災性の向上**　表記の整理
	区　分 / 機関名 / 主な措置 第５節 都市排水対策 / （市）下水道課 / 1(1) 都市下水路事業 1(2) 公共下水道事業 ２ 関連調整事項	区　分 / 機関名 / 主な措置 （削除） / （削除） / （削除） ※第２章第２節に記載
	第２節　防災上重要な都市施設の整備	**第２節　防災上重要な都市施設の整備**
	１　市における措置	**１　市における措置**
	(1) 道路の整備	(1) 道路の整備　表記の整理
	都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。	都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。
	このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。	このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。
	(2) 公園・緑地の整備	(2) 公園・緑地の整備　表記の整理
	都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。	都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。
	（略）	（略）
43	**第5節　都市排水対策**	（削除）　※第２章第２節に記載　構成の整理
45	**第６章 地盤災害の予防**	**（削除）**　※第３章に統合　構成の整理
51	**第７章 防災施設等の整備**	**第７章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備**　表記の整理
	基本方針	**基本方針**
	○　風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。	○　風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。　表記の整理
	主な機関の措置	**主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	（市）防災課、消防署	1(1)、1(2)　　（略） （追加） （追加） （追加） 1(3)～1(5)　　（略） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加）
	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社	5　気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供 6　通信施設・設備の整備 7　救助施設・設備の整備 8　その他の施設・設備の整備 9　防災担当者の教育訓練の実施

防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1　市及び防災関係機関における措置

（追加）　*※第１章第１節に記載されている内容*

（第１章　防災協働社会の形成推進）

（第１節　防災協働社会の形成推進）

（１　市における措置）

(3)市における業務継続計画の策定

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

区　分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	（市）防災課、消防署	1(1)、1(2)　　（略） 1(3)　公的機関の業務継続性の確保 1(4)　応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5)　人材の育成等 1(6)～1(8)　　（略） 6　情報の収集・連絡体制の整備 10　物資の備蓄、調達供給体制の確保 11　応急仮設住宅の設置に係る事前対策 12　災害廃棄物処理に係る事前対策 13　罹災証明書の発行体制の整備
	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社	5　気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供 （削除）

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1　市及び防災関係機関における措置

(3)公的機関の業務継続性の確保

ア　市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

記載箇所の変更（防災基本計画の修正）

	また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。	イ　市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。 ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③電気・水・食料等の確保 ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の整理	
	（追加）	(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。	対策の追加（防災基本計画）
	（追加）	(5) 人材の育成等 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により，人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	対策の追加（防災基本計画）
	(3) 防災中枢機能の充実	(6) 防災中枢機能の充実	表記の整理
	(4) 浸水対策用資器材の整備強化 重要水防箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	(7) 浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	表記の整理
52	(5) 防災用拠点施設の屋上番号標示	(8) 防災用拠点施設の屋上番号標示	表記の整理
	３　消防署における措置 消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 （略）	**３　消防署における措置** 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 （略）	表記の整理

53	**６ 通信施設･設備等**	**６　情報の収集・連絡体制の整備**	
	（追加）	(1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。	表記の整理（防災基本計画）
	（追加） （追加） 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努め、	(2) 通信施設・設備等 ア　通信施設の防災構造化等 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	表記の整理
	（追加） 万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。	イ　通信施設の非常用発電機 万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。	
	（追加） （追加）	ウ　防災情報システムの整備 市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。	
54	**７ 救助施設・設備の整備** 担架等の救助用資機材及びアルファ米、クラッカー等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 （追加）	**７　救助・救急等に係る施設・設備等** 担架等の救助用資機材及びアルファ米、クラッカー等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し，又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。	表記の整理（防災基本計画）
	８ その他施設・設備の整備 （追加）　*※第３編第１０章第２節、第３節に記載されている内容を整理* **（第３編　災害応急対策）** **（第１０章　水・食品・生活必需品等の供給）**	**８　道路河川等の復旧等に係る施設・設備等**	表記の整理 対策の追加（防災基本計画）

(146)	**（第２節 食品の供給）** **１ 市における措置** (1) 市は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。 (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。	**１０　物資の備蓄、調達供給体制の確保** (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (2)市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。 (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。	
(148)	**（第３編　災害応急対策）** **（第１０章　水・食品・生活必需品等の供給）** **（第３節 生活必需物資の供給）** **１ 市における措置** (1) 市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (2) 市は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。 (3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。		
(220)	（追加）*※第３編第２４章第４節に記載されている内容を整理* **（第３編　災害応急対策）** **（第２４章　住宅対策）** **（第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営）** **１市における措置** イ 建設用地の確保 (ｲ) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。	**11　応急仮設住宅の設置に係る事前対策** 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。	対策の追加（防災基本計画）
	（追加）　*※第３編第１１章第２節に記載されている内容を整理* **（第３編　災害応急対策）**		

	（第１１章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策） **（第２節 廃棄物処理計画）**		
(150)	**１ 市における措置** (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成２６年３月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。 （追加）	**１２　災害廃棄物処理に係る事前対策** (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (2) 広域連携、民間連携の促進 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。	対策の追加（防災基本計画）
	（追加）　*※第４編第１章第５節に記載されている内容を整理* **（第４編　災害復旧）** **（第１章　民生安定のための緊急措置）** **（第５節　罹災証明書の交付）**		
(235)	**１ 市における措置** (2) 罹災証明書の交付等 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	**１３　罹災証明書の発行体制の整備** 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画）
	第８章　避難行動の促進対策	**第８章　避難行動の促進対策**	
55	**主な機関の措置**	**主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置

区　分	機関名	主な措置

	第２節 避難場所及び避難路の指定等	（略）	1(1) 避難場所の指定等 1(2) 避難路の選定	第２節 緊急避難場所及び避難路の指定等	（略）	1(1) 緊急避難場所の指定 1(2) 避難路の選定
	第３節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	（略）	（略）	第３節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	第５節 避難に関する意識啓発	（略）	１(1)避難場所等の広報 １(2)　（略）	第５節 避難に関する意識啓発	（略）	(1)緊急避難場所等の広報 (2)　（略）

56

第２節　避難場所及び避難路の指定等

１　市における措置

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。

(1) 避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

ア　広域避難場所の選定

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

イ　広域避難場所標識の設置等

第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等

１　市における措置

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

（略）

（削除）

表記の整理（防災基本計画の修正等）

表記の整理

表記の整理

	市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。		
	ウ　一時避難場所の確保 市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。	イ　一時避難場所 市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。	表記の整理
	エ　一時待避所の指定	ウ　一時待避所	
57	**第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成** **１　市における措置** （1）マニュアルの作成 （追加）　*※第３編第２章第２節に記載されている内容* **（第３編　災害応急対策）** **（第２章　避難行動）** **（第２節　避難の勧告・指示　）** **（７　避難の勧告・指示等の時期）**	**第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成** **１　市における措置** （1）マニュアルの作成 カ　避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること	記載箇所の変更
(88)	（3）避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。	（ｱ）避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。	
	（追加）	（ｲ）土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること	対策の追加（防災基本計画の修正） 対策の追加（防災基本計画の修正）
	（追加）	（ｳ）高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する	

		こと	
57	(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	表記の整理
58	**第４節　避難誘導等に係る計画の策定** １　市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 避難計画の作成 （略） イ　避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ　避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ　避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （略） オ　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 (ｱ) 避難場所や避難所の秩序保持 （略） (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 イ　義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。	**第４節　避難誘導等に係る計画の策定** １　市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 避難計画の作成 （略） イ　緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ　緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ　緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （略） オ　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 (ｱ) 緊急避難場所や避難所の秩序保持 （略） (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 イ　義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。	表記の整理 表記の整理

59	**第５節　避難に関する意識啓発**	**第５節　避難に関する意識啓発**	
	１　市における措置	１　市における措置	
	(1) 避難場所等の広報	(1) 緊急避難場所等の広報	対策の追加（防災基本計画の修正）
	避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。	緊急避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。	
	ア　避難場所、避難所の名称	ア　緊急避難場所、避難所の名称	
	イ　避難場所、避難所の所在位置	イ　緊急避難場所、避難所の所在位置	
	ウ　（略）	ウ　（略）	
	エ　避難場所、避難所への経路	エ　緊急避難場所、避難所への経路	対策の追加（防災基本計画の修正）
	オ　避難場所、避難所の区分	オ　緊急避難場所、避難所の区分	
	カ　その他必要な事項	カ　その他必要な事項	
	（追加）	・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること	
	(2) 避難のための知識の普及	(2) 避難のための知識の普及	
	ア　（略）	ア　（略）	
	イ　避難時における知識	イ　避難時における知識	
	（追加）	・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とすること ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと	表記の整理 対策の追加（防災基本計画の修正）
	ウ　避難場所、避難所滞在中の心得	ウ　緊急避難場所、避難所滞在中の心得	
	（追加）	(3) その他 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	
	第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	**第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策**	
61	**第１節　避難所の指定・整備**	**第１節　避難所の指定・整備**	

	1　市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	1　市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	表記の整理（防災基本計画の修正）
62	**第２節　要配慮者支援対策** 1　県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3)　避難行動要支援者対策 （追加）	**第２節　要配慮者支援対策** 1　県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3)　避難行動要支援者対策 カ　市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第１０章　広域応援体制の整備	**第１０章　広域応援体制の整備**	
65	主な機関の措置	主な機関の措置	

区　分	機関名	主な措置
（追加）	（追加）	（追加）
第１節 広域応援体制の整備	（略）	（略） ２　要請手続き等の整備 （略）
第２節 救援隊等による協力体制の整備	（略）	１～３（略） （追加）

区　分	機関名	主な措置
第１節 資料の整備	（市）防災課	資料の整備
第２節 広域応援体制の整備	（略）	（略） ２　応援要請手続きの整備 （略）
第３節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	（略）	１～３（略） ４　自衛隊

	第１節　資料の整備 （追加）	**第１節　資料の整備** 1　市における措置 市は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。	対策の追加
	第1節　広域応援体制の整備 1　応援協定の締結等 市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第８条、第４９条の２及び同条の３の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。	**第2節　広域応援体制の整備** 1　応援協定の締結等 (1) 相互応援協定 市は、災害対策基本法第４９条の２に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 (2) 民間団体等との協定	表記の整理

		市は、災害対策基本法第４９条の３に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
	２　要請手続き等の整備 防災関係機関は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第４９条の２及び同条の３の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。	２　応援要請手続き等の整備 県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えるものとする。	表記の整理
	３　防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 （追加） 市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。 （追加）	３　防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 (2) 訓練、検証等 市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。	表記の整理 対策の追加
66	**第２節 救援隊等による協力体制の整備**	**第３節　応援部隊等に係る広域応援体制の整備**	表記の整理
	２　広域航空消防応援 市及び消防署は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。	２　広域航空消防応援 市及び消防署は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。	表記の整理
	（追加）	４　自衛隊 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。 また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行いに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	対策の追加

第１１章　防災訓練及び防災意識の向上

67 **基本方針**

（追加）

○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災訓練の実施	（略）	1(1)　、1(2)　　（略） 1(3)　防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力 （略）
	（略）	（略）
第２節 防災のための意識啓発・広報	（略）	(1)　（略） (2)防災に関する広報 （略）

第１節　防災訓練の実施

１　市及び消防署における措置

（1）基礎訓練

68 ウ　避難・救助訓練

（略）

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。

69 （3）防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

第１１章　防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

○　市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。　　方針の追加（防災基本計画の修正）

○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。　　表記の整理

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災訓練の実施	（略）	1(1)　、1(2)　　（略） 1(3)　防災訓練の指導協力 （略）
	（略）	（略）
第２節 防災のための意識啓発・広報	（略）	(1)　（略） (2)防災に関する知識の普及 （略）

第１節　防災訓練の実施

１　市及び消防署における措置

（1）基礎訓練

ウ　避難・救助訓練

（略）

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。　　表記の整理（防災基本計画の修正）

（3）防災訓練の指導協力　　対策の追加（防災基本計画の修正）

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

		また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	表記の整理
	(5) 図上訓練等 市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。	(5) 図上訓練等 市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。	
	第２節　防災のための意識啓発・広報	**第２節　防災のための意識啓発・広報**	
	１　市及び消防署における措置	**１　市及び消防署における措置**	
	(1) 防災意識の啓発 （略） エ　地域の避難場所、避難路に関する知識 （追加） （追加） （追加） オ　（略） カ 家庭における防災の話し合い キ　（略）	(1) 防災意識の啓発 （略） エ　地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 オ　警報等や避難指示等の意味と内容 カ　警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動 キ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動 ク　（略） ケ　家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと） コ　（略）	表記の整理 （防災基本計画の修正）
70	(2) 防災に関する広報 市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。	(2) 防災に関する知識の普及 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。	対策の追加 （防災基本計画の修正）
	(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3 日分以上（可能な限り 1 週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。	(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の家庭内備蓄を推進する。	表記の整理

74

第３編　災害応急対策
第１章　活動態勢（組織の動員配備）
主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部の設置・運営	（略）	（略）
	防災関係機関	２(1)～(3)（略） （追加）

第1節　災害対策本部の設置・運営
２　職員動員計画
（追加）

81

第２章　避難行動
基本方針
○　災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
（追加）

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後

第３編　災害応急対策
第１章　活動態勢（組織の動員配備）
主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部の設置・運営	（略）	（略）
	防災関係機関	２(1)～(3)（略） ２(4) 惨事ストレス対策

第1節　災害対策本部の設置・運営
２　職員動員計画
(4) 惨事ストレス対策
ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
イ　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

対策の追加（防災基本計画）

第２章　避難行動
基本方針
○　災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

表記の整理

○　避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

表記の整理（防災基本計画の修正）

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後

気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 →
（追加）	（追加）
県	○警報等の市町村等への伝達 → ○立退き勧告等の代行 →

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報等の伝達	名古屋地方気象台	1　（略） （追加） （追加）
	（追加）	（追加） （追加） （追加）
	西日本電信電話株式会社	2　（略）
	日本放送協会名古屋放送局	3　（略）
	（市）防災課、秘書情報	4　（略）

気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 → ○洪水予報の発表・伝達 → ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 →
整備局 中部地方	○洪水予報の発表・伝達 → ○水防警報の発表・伝達 → ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 →
県	○洪水予報の発表・伝達 → ○水位情報の周知 → ○水防警報の発表・伝達 → ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 → ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 → ○警報等の市町村等への伝達 → ○立退き勧告等の代行 →

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1　（略） 2(1)(2) 洪水予報の発表・伝達 4　土砂災害警戒情報の発表・伝達
	中部地方整備局、県	2(1) 洪水予報の発表・伝達 3　水防警報の発表・伝達 5　土砂災害緊急情報の発表・伝達
	西日本電信電話株式会社	6　（略）
	日本放送協会名古屋放送局	7　（略）
	（市）防災課、秘書情報	8　（略）

82

	課	
	その他防災関係機関	5　（略） 6　（略） 7　（略）
第２節 避難の勧告・指示	（市）防災課	1(1) ～ 1(4)　（略） 1(5) 広域一時滞在に係る協議
	（略）	（略）
	（追加）	（追加）
	自衛隊（自衛官）	5(1)　（略） 5(2)　（略）
	避難者等	6　（略）
	（市）防災課	7　避難の勧告・指示等の時期 8　（略） 9　（略）

	課	
	その他防災関係機関	9　（略） 10　（略） 11　（略）
第２節 避難の勧告・指示	（市）防災課	1(1) ～ 1(4)　（略） （削除）*※第９章に記載*
	（略）	（略）
	名古屋地方気象台、中部地方整備局	6(1) 市長への助言
	自衛隊（自衛官）	6(1)　（略） 6(2)　（略）
	避難者等	7　（略）
	（市）防災課	（削除） 8　（略） 9　（略）

82

第１節　気象警報等の伝達

（追加）

（追加）

第１節　気象警報等の発表、伝達

２　洪水予報（中部地方整備局、県（建設部）及び名古屋地方気象台等における措置）　対策の追加

(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、矢作川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

３　水防警報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置）　対策の追加

(1) 中部地方整備局は、矢作川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

(2) 県は、新川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

	（追加）	**４　土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）** 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市や住民に提供する。	対策の追加
	（追加）	**５　土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県における措置）** 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知するとともに、市民に周知する。	対策の追加
	２　西日本電信電話株式会社における措置 西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。 なお、当該業務は、ＮＴＴマーケティングアクト福岡104 センタで行う。	**６　西日本電信電話株式会社における措置** 西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。	表記の整理 表記の整理
83	**３　日本放送協会名古屋放送局における措置** **４　市における措置** **５　その他の防災関係機関における措置** **６　気象警報等の伝達系統**	**７　日本放送協会名古屋放送局における措置** **８　市における措置** **９　その他の防災関係機関における措置** **10　気象警報等の伝達系統**	
83	**(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統**	**(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統**	第四管区海上保安部から直接、船舶等へ伝達する線を追加

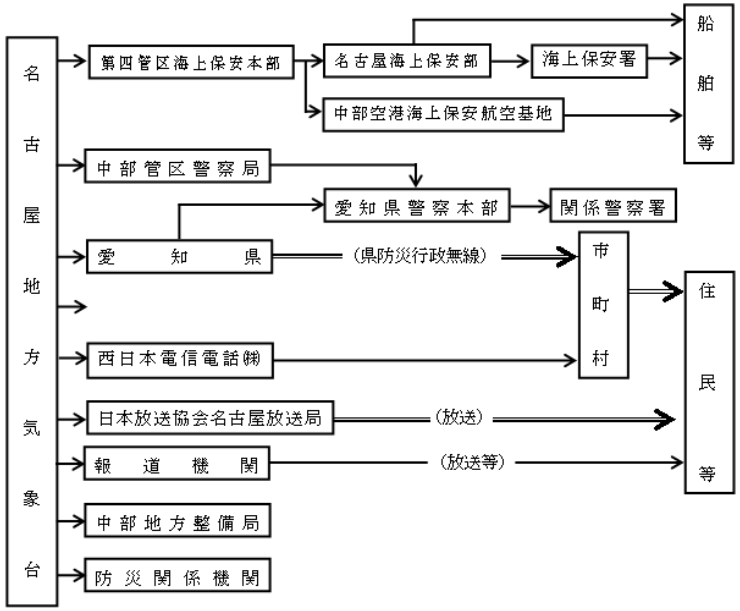

（注）

1　伝達方法

点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2　気象庁本庁から西日本電信電話㈱（NTT マーケティングアクト福岡104センタ）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

84　(2) 洪水予報の伝達系統

※ 西日本電信電話㈱は、当該業務をＮＴＴマーケティングアクト福岡１０４センタで行っている。

84　(3) 水防警報の伝達警報

イ　愛知県知事の発表する水防警報

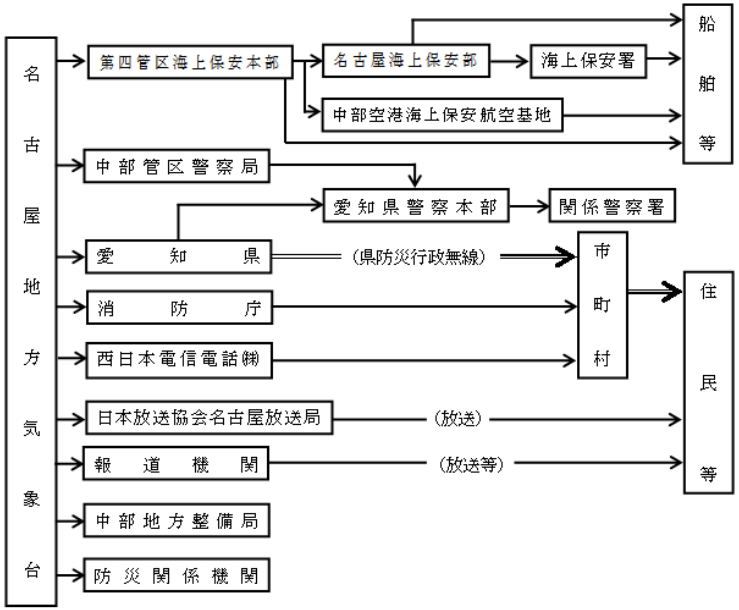

（注）

1　伝達方法

点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2　気象庁本庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(2) 洪水予報の伝達系統

（削除）

(3) 水防警報の伝達警報

イ　愛知県知事の発表する水防警報

表記の整理

・愛知県沿岸水防警報

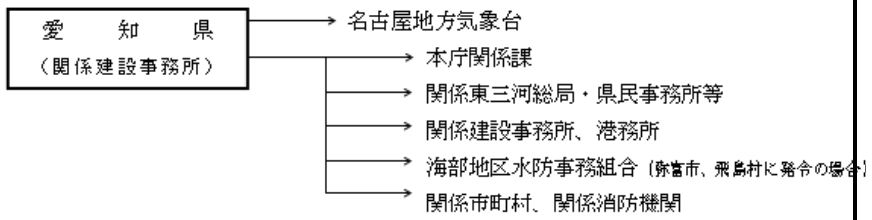

85　(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統

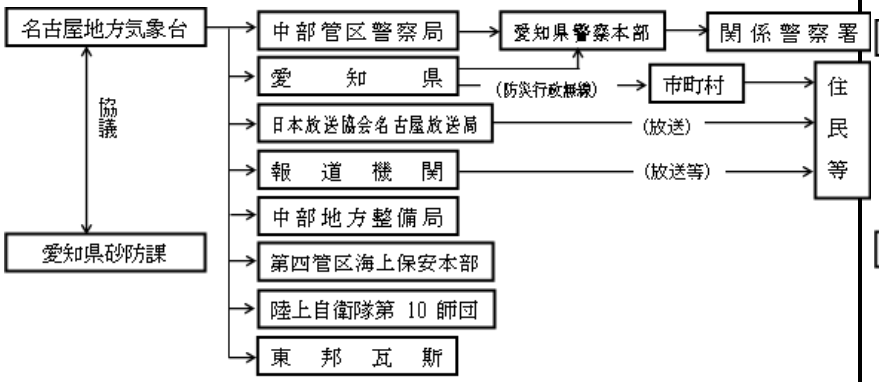

（注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県建設部と名古屋地方気象台が共同して発表する。

85　**7　異常現象の通報**

86　**第２節　避難の勧告・指示**

１　市における措置

(1) 避難のための準備情報・勧告・指示

（追加）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

・愛知県沿岸高潮水防警報

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統

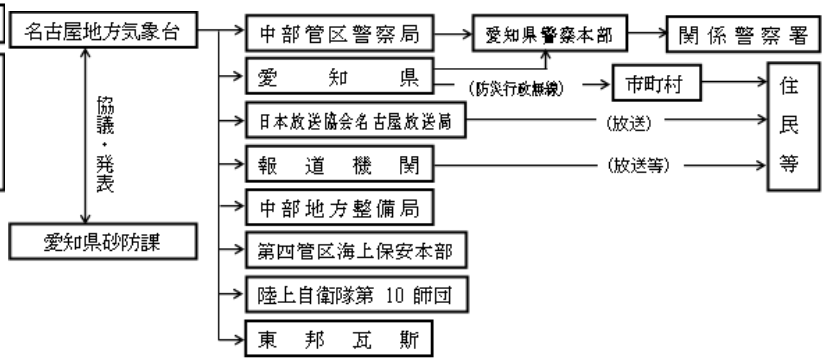

（注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

11　異常現象の通報

第２節　避難の勧告・指示

１　市における措置

(1) 避難のための準備情報・勧告・指示

ア　避難勧告・避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難

「愛知県沿岸水防警報」を「愛知県沿岸高潮水防警報」に修正

「協議」を「協議・発表」に修正

表記の整理

表記の整理

対策の追加

対策の追加（防災基本

		のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。	計画の修正） 表記の整理
	（追加） また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。	◆資料編（資料２－２）予警報等の種類と発表基準 イ　避難準備情報 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。	対策の追加 （防災基本計画の修正） 対策の追加
	（追加） なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。	ウ　屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。	
	（追加）	エ　対象地域の設定 避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。	
	（追加）	オ　事前の情報提供 避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。	
86	（5）広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。	*（削除）　※第９章第１節に記載*	記載箇所の変更
	（追加）	**５　名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置** (1) 市長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。	表記の整理 （防災基本計画の修正）

87	**５　自衛隊（自衛官）における措置**	**６　自衛隊（自衛官）における措置**	表記の整理 記載箇所の変更
88	**７　避難の勧告・指示等の時期** （1）避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。 （2）避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。 （3）避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。 なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。	（削除）　*※本節１（１）に記載* （削除）　*※本節１（１）に記載* （削除）　*※第２編第９章第３節に記載*	
88	**９　避難の措置と周知** （1）住民への周知徹底 （追加）	**９　避難の措置と周知** （1）住民への周知徹底 エ　夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。	表記の整理（防災基本計画の修正）
89	**第３節　住民等の避難誘導** **１　住民等の避難誘導** （1）市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。 （追加） （2）誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。	**第３節　住民等の避難誘導** **１　住民等の避難誘導** 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。 ア　避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める イ　できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う ウ　避難行動要支援者の避難を優先して行う エ　避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。	表記の整理（防災基本計画の修正）

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

92

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

（追加）

○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50 条）は、災害に関する情報の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

○ 市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。

○ 市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

○ 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

○ 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
碧南市		○被害状況等の情報収集及び県等への通報 （以下略）	→

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被害状況等の収集・伝達	（略）	1(1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

○ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。　　方針の追加

○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。　　表記の整理

○ 市及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。　　表記の整理

○ 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。　　表記の整理（防災基本計画）

○ 被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表･伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
碧南市		○被害状況等の情報収集及び県への報告 （以下略）	→

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被害状況等の収集・伝達	（略）	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

表記の整理

			1(2)　　(略) 1(3) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1(4) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 1(5) 被災者台帳の作成			1(3)　　(略) 1(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 (削除) 1(5) 被災者台帳の作成	
93	**第１節 被害状況等の収集・伝達** **１ 市における措置** (1) 市長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。 (追加) この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 (2)　　(略) (追加) (3)　　(略) (4)　　(略) (追加)				**第１節　被害状況等の収集・伝達** **１　市における措置** (1) 被害情報の収集 市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。 特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 なお、収集に当たっては119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況，対策本部設置状況，応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 (3) 行方不明者の情報収集 (略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア　　(略) イ　　(略) (5) 被災者台帳の作成 (略)	対策の追加（防災基本計画の修正） 対策の追加（防災基本計画の修正 表記の整理 表記の整理 表記の整理
94	**３　重要な災害情報の収集伝達** (追加)				**３　重要な災害情報の収集伝達** (1) 国に対する逐次の情報伝達 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対し		表記の整理

		て執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。	表記の整理
	（追加） 市は非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。	（2）災害の規模の把握のために必要な情報 （略）	表記の整理
	（追加） 県、市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。（略）	（3）安否情報 （略）	対策の追加（防災基本計画の修正）
	（追加）	（4）孤立集落に係る情報 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。	
97	**７　県に対する被害状況の報告** （1）被害状況等の報告は、もっとも迅速確実な通信手段を活用するもの（略） （3）すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。	**７　県に対する被害状況の報告** （1）被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するもの（略） （3）すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。	表記の整理
	第２節　通信手段の確保 **１　市及び防災関係機関における措置**	**第２節　通信手段の確保** **１　市及び防災関係機関における措置**	
98	（5）非常通信 エ　利用者の心得 非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。 (ｱ) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものとする。 (ｲ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、	（5）非常通信 （削除）	運用上の細部の取扱いであるため、記載を削除

	その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。 (ｳ) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。		
99	(7) 電話･電報施設の優先利用 ア　一般電話及び電報 (ｱ) 災害時優先電話の登録 各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。	(7) 電話･電報施設の優先利用 ア　一般電話及び電報 (ｱ) 災害時優先電話 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。	表記の整理
	(ｲ) 非常扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。	(削除)	運用が終了したため削除
	(ｳ) 緊急扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。	(削除)	運用が終了したため削除
	(追加)	(ｲ) 非常扱いの電報 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。 (ｳ) 緊急扱いの電報 非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。	対策の追加
	(8) 携帯電話の使用 各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。	(削除)	表記の整理 表記の整理

	(9)　、(10)　　(略)	(8)、(9)　　(略)	
	第３節　広報	**第３節　広報**	
100	**３　各機関の措置**	**３　各機関の措置**	表記の整理
	(2)　(略)	(2)　(略)	
	エ　インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供	エ　Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供	
	５　広報活動の実施方法	**５　広報活動の実施方法**	
101	(3) 多様な情報伝達手段の活用	(3) 多様な情報伝達手段の活用	表記の整理
	各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	
103	**第４章　応援協力・派遣要請**	**第４章　応援協力・派遣要請**	

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)	
碧南市、消防署		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)	

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 救援隊等による協力	(市) 防災課、経営企画課、消防署	１　愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請 (追加) ２　(略)

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 (以下省略)	
碧南市、消防署		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 (以下省略)	

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、経営企画課、消防署	１(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 １(2) 海上保安庁の応援要請 ２　(略)

105	**第２節　救援隊等による協力**	**第２節　応援部隊等による広域応援等**	
	１　市及び消防署の措置（緊急消防援助隊等）	**１　市及び消防署の措置**	表記の整理
	（追加）	（1）緊急消防援助隊等の応援要請	
	（1）市長又は消防署長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。	ア　市長又は消防署長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。	
	（2）応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。	イ　応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。	
	（3）消防署庁舎又は活動拠点において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。	ウ　消防署庁舎又は活動拠点において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。	
	（追加）	（2）海上保安庁の応援要請	対策の追加
		ア　市長又は消防署長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。	
		イ　依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。 　また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長又は消防署長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。	
	第４節　ボランティアの受入れ	**第４節　ボランティアの受入れ**	
108	**３　協力が予想されるボランティア団体**	**３　協力が予想されるボランティア団体等**	表記の整理
110	**第６節　防災活動拠点の確保**	**第６節　防災活動拠点の確保**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	表記の整理
	（1）市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。	（1）市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。	
	（2）市は県内市町村への、応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。	（2）当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。	

111	**第５章　救出・救助対策** **第1節　救出・救助活動** （追加）	**第５章　救出・救助対策** **第1節　救出・救助活動** **７　合同調整所の設置** 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。 また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
112	**７　災害救助法の適用**	**８　災害救助法の適用**	表記の整理
115	**第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策**	**第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策**	
116	**第１節　医療救護**	**第１節　医療救護**	
117	(5) 血液製剤の確保 ア　災害発生後速やかに必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。 （追加） （追加）	(5) 血液製剤の確保 ア　災害発生後速やかに必要とされる血液量を把握する。 イ　血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。 (ｱ) 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。 (ｲ) 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。	表記の整理
118	イ　血液製剤の市内確保が困難な場合には、日本赤十字社愛知県支部と協力して、市外からの血液製剤の導入を図る。 ウ　通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	(ｳ) 血液製剤の市内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、市外からの血液製剤の導入を図る。 ウ　通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 市外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、県を通して調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。	
	第２節　防疫・保健衛生 **１　市における措置** (2) 防疫活動	**第２節　防疫・保健衛生** **１　市における措置** (2) 防疫活動	
119	ウ　避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。	エ　避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホール	表記の整理

	エ～オ（略）	トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。 オ～カ（略）	（防災基本計画）
122	**第７章　地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策** **基本方針** ○　災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。 ○　（略） （追加）　*※第１３章(157)に記載されている内容*	**第７章　交通の確保・緊急輸送対策** **基本方針** （削除）　*※　第１１章に記載* ○　（略） ○　災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。	表記の整理 記載箇所の変更 記載箇所の変更

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
県警察		○地域安全活動の強化 → ○交通規制等の実施 →	
（略）		（略）	
中部地方整備局		○状況の把握 → （追加） （追加） （以下省略）	

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
県警察		（削除） ○交通規制等の実施 →	
（略）		（略）	
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 （以下省略）	

中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	○点検の実施 （以下省略）
（追加）	（追加）
（追加）	（追加）
県	○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 （追加） （以下略）
市町村	○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 （追加） （以下略）

中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 （以下省略）
港湾等管理者	○応急工事 ○応援要求
鉄道事業者	○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 （以下略）
市町村	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 （以下略）

123 **主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
第１節 地域安全対策	（市）防災課 県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置

構成の整理

	第四管区海上保安本部	1(3) 行方不明者発見・保護活動 2　海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3　県警察の実施する地域安全活動に対する協力
第2節 道路交通規制等	(略)	(略)
第3節 緊急輸送道路の確保	(略)	1(1) 状況の把握 1(2) 緊急輸送道路の機能確保 1(3)　(略) (追加) 1(4) 情報の提供 1(5) 応急対策の実施 1(6) 関係機関との協力体制 2　3　(略)
(追加) ※第13章に記載されている内容	(追加)	(追加)

(削除) ※第11章に記載	(削除)	(削除)
第1節 道路交通規制等	(略)	(略)
第2節 道路施設対策	(略)	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3)　(略) 1(4) 緊急災害派遣隊による活動支援 1(5) 情報の提供 1(6) 応急対策の実施 1(7) 関係機関との協力体制 2　3　(略)
第3節 港湾・漁港施設対策	(市)防災課、土木課	1(1) 応急工事の実施 1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請
	第四管区海上保安本部	2(1) 在港船舶に対する避難指示・勧告 2(2) 安全通信(四管区航行警報)による船舶及び関係機関への情報周知

	（追加）	（追加）	（追加）
	（追加） ※第１３章に記載されている内容	（追加）	（追加）
	第４節 緊急輸送手段の確保	（略）	（略）
			2(3) 水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措置 2(4) 海上交通規制 ３　木材等の航路障害物の除去
	第４節 鉄道施設対策	（市）防災課、鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、衣浦臨海鉄道株式会社）	1(1) 列車の避難並びに停止 1(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資機材確保の応援要求 1(5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請
	第５節 緊急輸送手段の確保	（略）	（略）

	第1節　地域安全対策	（削除）　*※第１１章に記載*	
124	**第２節　道路交通規制等**	**第１節　道路交通規制等**	
	１　県警察における措置	**１　県警察における措置**	表記の整理（防災基本計画）
	（追加）	県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。	
128	**第３節　緊急輸送道路の確保**	**第２節　道路施設対策**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	
	(1) 道路被害情報の収集	(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	表記の整理
	ア　巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。	ア　巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。	
	イ　他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握	イ　道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	

	に努める。 (2) 緊急輸送道路の機能確保 (追加)　*※第１３章に記載されている内容* 緊急輸送道路指定路線（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料６－３）のとおり）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 イ　(略) ウ　(略) (追加)	(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア　道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ　緊急輸送道路指定路線（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料６－３）のとおり）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 エ　(略) オ　(略) カ　応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。	表記の整理
(159)	(追加)　*※第１３章第４節に記載されている内容* **(第１３章　交通施設の応急対策)** **第３節　港湾・漁港施設対策** **１　市における措置** (2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 市は、港湾施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。 (追加) **２　第四管区海上保安本部における措置** (4) 海上交通規制 第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動の遂行上、あるいは航路障	**第３節　港湾・漁港施設対策** **１　市における措置** (2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 名古屋港管理組合及び市町村は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。 (3) 航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、現地災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。 **２　第四管区海上保安本部における措置** (4) 海上交通規制 第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行う	構成の整理 表記の整理 表記の整理 (防災基本計画) 表記の整理 (防災基本

	害のため船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。	ため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。	計画の修正）
	（追加）　*※第１３章第２節に記載されている内容*		構成の整理
	（第１３章　交通施設の応急対策）		
(158)	**第２節　鉄道施設対策**	**第４節　鉄道施設対策**	
130	**第４節　緊急輸送手段の確保**	**第５節　緊急輸送手段の確保**	表記の整理
	第８章　水害防除対策	**第８章　水害防除対策**	
134	**第１節　水防**	**第１節　水防**	
	（水防活動）	**（水防活動）**	
	１　水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措置	**１　水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措置**	
	（2）水防活動	（2）水防活動	表記の整理
	ア　消防団（水防団）の出動	ア　消防団（水防団）の出動	
	水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいたったとき、「碧南市水防計画」に定める基準により、消防団（水防団）の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。	水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、「碧南市水防計画」に定める基準により、消防団（水防団）の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。	
	イ　監視及び警戒	イ　監視及び警戒	
	市及び消防署は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害か所その他特に重要なか所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、及び県に連絡する。	市及び消防署は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、及び県に連絡する。	
	（略）	（略）	
135	**第２節　防災営農**	**第２節　防災営農**	
	（農地及び農業用施設に対する応急措置）	**（農地及び農業用施設に対する応急措置）**	
136	**４　応援協力関係**	**４　応援協力関係**	表記の整理
	（1）農業用施設に対する応急措置	（1）農業用施設に対する応急措置	
	ウ　応援の要求をうけた機関はこれに積極的に協力する。	ウ　応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。	
	第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	**第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策**	
138	**主な機関の措置**	**主な機関の措置**	
	区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置	区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置	

	第１節 避難所の開設・運営	（市）防災課、国保年金課	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 ２　避難所の運営 ３　災害救助法の適用 （追加）　*※第２章に記載されている内容*	第１節 避難所の開設・運営	（市）防災課、国保年金課	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 ２　避難所の運営 ３　災害救助法の適用 ４　広域一時滞在に係る協議等	
	第２節 要配慮者支援対策	（略）	（追加） （追加） （追加） １(1)～(5)（略）	第２節 要配慮者支援対策	（略）	１(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 １(2) 避難行動要支援者の避難支援 １(3) 障害者に対する情報提供 １(4)～(8)（略）	

	第１節　避難所の開設・運営 （追加）　第２章第２節に記載されている内容 **（第２章　避難行動）** **（第２節　避難の勧告・指示）**	**第１節　避難所の開設・運営**	
(86)	**１　市における措置** (5) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。	**４　広域一時滞在に係る協議等** (1) 市における措置 市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。	構成の整理
140	**第２節　要配慮者支援対策** **１　市における措置**	**第２節　要配慮者支援対策** **１　市における措置**	
141	（追加） （追加） （追加）	(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 第2 章 第3 節 住民等の避難誘導 １　住民等の避難誘導 参照 (2) 避難行動要支援者の避難支援 第2 章 第3 節 住民等の避難誘導 ２　避難行動要支援者の支援 参照 (3) 障害者に対する情報提供 障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。	対策の整理 対策の整理 対策の追加

	(1) ～ (5)　(略)	(4) ～ (8)　(略)	
	第１０章　水・食品・生活必需品等の供給	**第１０章　水・食品・生活必需品等の供給**	
143	**主な機関の措置**	**主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置
第２節 食品の供給	(略)	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2)　(略) (追加) 1(3) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請 ２主食等の備蓄 ３炊き出しその他による食品の給与 ４米穀の原料調達 ５災害救助法の適用
第３節 生活必需物資の供給	(略)	1(1) 生活必需物資の備蓄 1(2) 生活必需品の供給 1(3) 他市町村又は県に対する応援要請

区　分	機関名	主な措置
第２節 食品の供給	(略)	1(1) 炊出しその他による食品の供給 1(2)　(略) 1(3) 米穀の原料調達 1(4)　(略) (削除) (削除) (削除) ２災害救助法の適用
第３節 生活必需品の供給	(略)	(削除) 1(1) 生活必需品の供給 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

	第２節　食品の供給	**第２節　食品の供給**	
146	**１　市における措置**	**１　市における措置**	
	(1) 市は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。	(1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。	表記の整理（防災基本計画）
	(追加) *※「3　炊き出しその他による食品の給与」に記載されている内容を修正*	ア　備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。	
(146)	**（３　炊き出しその他による食品の給与）**	イ　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。	
	市は、概ね次のとおり食品を供給する。 ア　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給	(ｱ) 第1段階　アルファ米、クラッカーなど	

	する。 (147) (ｱ) 第1段階　アルファ米、クラッカーなど (ｲ) 第2段階　パン、おにぎり、弁当など イ　(略) ウ　(略) エ　(略) オ　縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。 ◆資料編（資料７－３）市内給食設備所有施設	(ｲ) 第2段階　パン、おにぎり、弁当など ウ　(略) エ　(略) オ　(略) カ　在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。 ◆資料編（資料７－３）市内給食設備所有施設	
146	(2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。	(2) 他市町村又は県へ応援要求 備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。 なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。	表記の整理（防災基本計画等）
(147)	(追加)　*※「4　米穀の原料調達」に記載されている内容を修正* **（４　米穀の原料調達）** (1)　(略) (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (4)　(略)	(3) 米穀の原料調達 ア　(略) イ　市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ⅰ第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ　市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 エ　(略)	表記の整理
146	(3) 炊出しは、必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。	(4) 炊出しは、必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。	
146	**２　主食等の備蓄** **３　炊き出しその他による食品の給与**	(削除)　*※第２章第８節に記載* (削除)　*※「1　市町村における措置」の「(1)　炊き出しその他による食*	記載箇所の変更 記載箇所の

		品の供給」に一部修正して記載	変更
147	**４　米穀の原料調達**	（削除）　※「１　市町村における措置」の「(3) 米穀の原料調達」に一部修正して記載	記載箇所の変更
148	**５　災害救助法の適用**	**２　災害救助法の適用**	表記の整理
	第３節　生活必需物資の供給	**第３節　生活必需品の供給**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	
	(1) 市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	（削除）　※第２編第８章に記載	記載箇所の変更
	(2) 市は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。	(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	(3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。	(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。 なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。	対策の追加（災害対策基本法）
	第１１章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策	**第１１章　環境汚染防止及び地域安全対策**	表記の整理
150	**基本方針**	**基本方針**	
	（追加）　※第７章に記載されている内容	○　災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。	記載箇所の変更
	○　市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。	（削除）　※第４編第２章に記載	
	主な機関の応急活動	**主な機関の応急活動**	

機関名	事　前	被害発生中	事　後
（追加）	（追加）		
県	（略）		
碧南市		○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）	

機関名	事　前	被害発生中	事　後
県警察		○地域安全活動の強化	
県		（略）	
（削除）			（削除）

	主な機関の措置	**主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止計画	（略）	（略）
第２節 廃棄物処理計画	（市）環境課、衣浦衛生組合	１(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 １(2) 処理体制の確立 １(3) ごみの収集・運搬、処分の方法 １(4) し尿の収集・運搬、処分の方法 １(5) 応援要請
（追加） *※第７章に記載されている内容*	（追加）	（追加）

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止対策	（略）	（略）
（削除） *※第４編第２章に記載*	（削除）	（削除）
第２節 地域安全対策	（市）防災課 県警察第四管区海上保安本部	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 2　海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3　県警察の実施する地域安全活動に対する協力

	第１節　環境汚染防止計画	**第１節　環境汚染防止対策**	表記の整理
	県（環境部）における措置	**県（環境部）における措置**	
	第２節　廃棄物処理計画	（削除）　*※第４編第２章に記載*	構成の整理
	（追加）*※第７章第１節に記載されている内容を整理*		
	（第７章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策）		
(123)	**第１節　地域安全対策**	**第２節　地域安全対策**	構成の整理
	１　県警察における措置	**１　県警察における措置**	
	（2）広報、相談活動	（2）広報、相談活動	表記の整理
	イ　相談活動	イ　相談活動	
	警察本部、警察署に災害相談所を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。	警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。	
	第１２章　遺体の取扱い	**第１２章　遺体の取扱い**	
154	**第１節　遺体の捜索**	**第１節　遺体の捜索**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	

	(3) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。 現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※　「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）	(3) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。 現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※　「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）	表記の整理
157	**第１３章　交通施設の応急対策**	（削除）　*※第７章に記載*	構成の整理
161	**第１４章　ライフライン施設等の応急対策**	**第１３章　ライフライン施設等の応急対策**	表記の整理
	第１節　電力施設対策	**第１節　電力施設対策**	
	１　中部電力株式会社における措置	**１　中部電力株式会社における措置**	
164	(6) 広報活動の実施 ア　利用者に対する広報 (7) 災害時におけるPR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。	(6) 広報活動の実施 ア　利用者に対する広報 (7) 災害時におけるPR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。	表記の整理
	第２節　ガス施設対策	**第２節　ガス施設対策**	
166	**２　一般社団法人愛知県ＬＰガス協会における措置** （追加）	**２　一般社団法人愛知県ＬＰガス協会における措置** **◆資料編（１２－４８）災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定（県対県ＬＰガス協会）**	附属資料の追加
167	**第５節　下水道施設対策**	**第５節　下水道施設対策**	
	１　下水道管理者（市）における措置 （追加）	**１　下水道管理者（市）における措置** 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。	表記の整理（防災基本計画の修正）
170	**第１５章　海上災害対策**	**第１４章　海上災害対策**	表記の整理
	海上災害対策	**海上災害対策**	
	３　第四管区海上保安本部における措置	**３　第四管区海上保安本部における措置**	
173	(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動 船舶火災及び海上火災が発生した場合は、火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ消防署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。　（略）	(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動 船舶火災及び海上火災が発生した場合は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ消防署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。　（略）	表記の整理（防災基本計画の修正）

176 **９　情報の伝達系統**

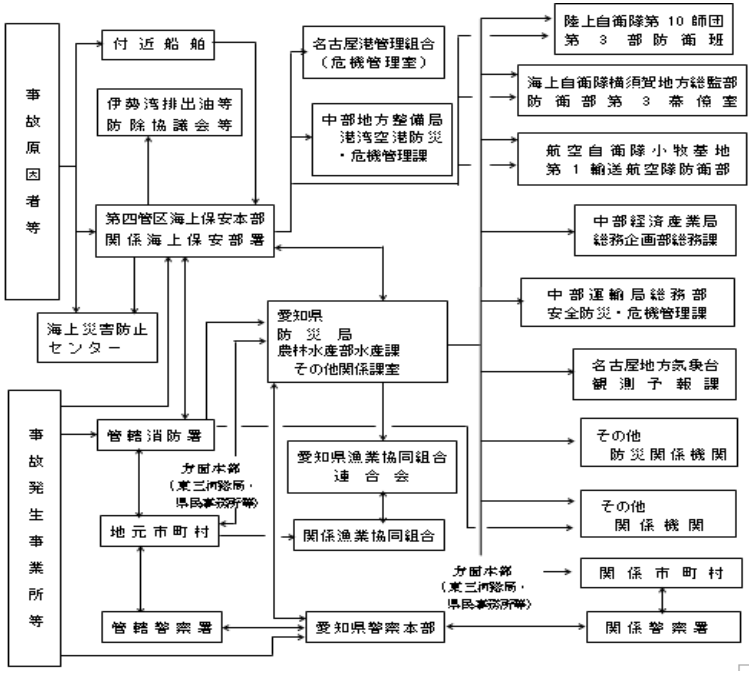

第１６章　航空災害対策

178 **主な機関の応急活動**

機関名	事　前	被害発生中	事　後

９　情報の伝達系統

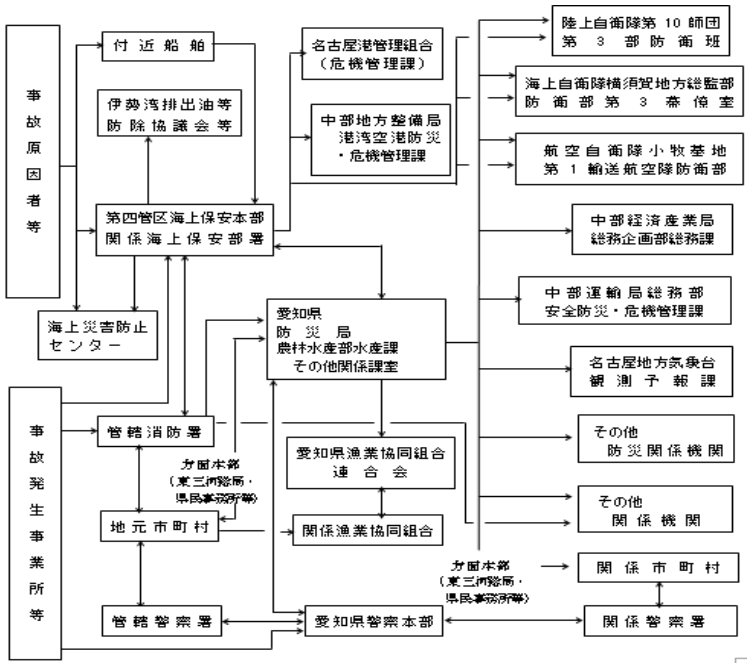

第１５章　航空災害対策

主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後

「名古屋港管理組合（危機管理室）」を「名古屋港危機管理組合（危機管理課）」に修正

表記の整理

県	○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○医療救護班の派遣 ⟶ （以下省略）

県	○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○DMAT・医療救護班の派遣 ⟶ （以下省略）

第１節　航空災害対策

４　伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合）

181　（1）民間航空機の場合

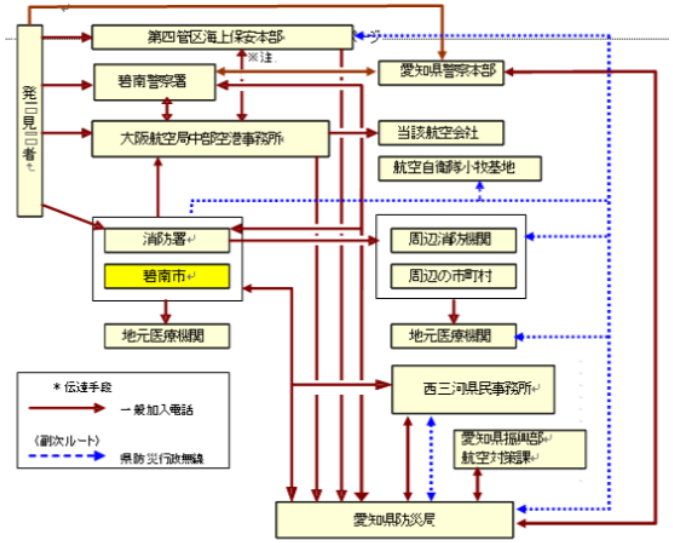

182　（2）自衛隊機の場合

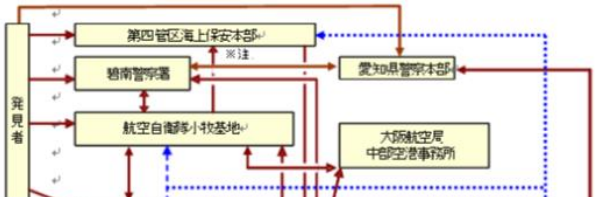

第１節　航空災害対策

４　伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合）

（1）民間航空機の場合

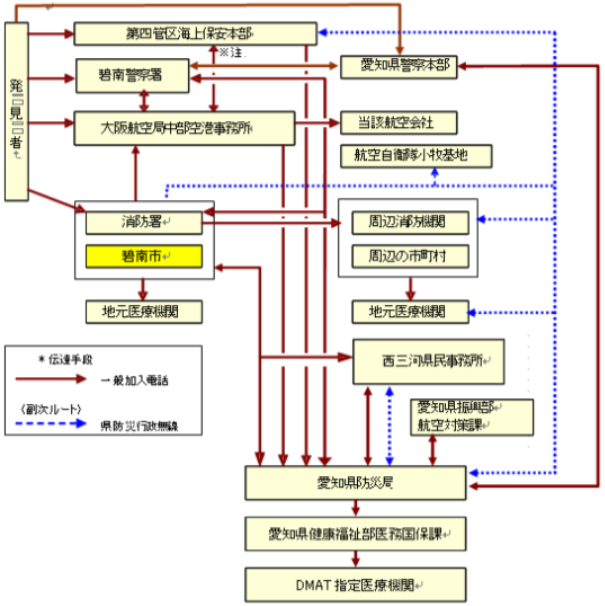

図に愛知県健康福祉部医務国保課及びDMAT指定医療機関を追加

（2）自衛隊機の場合

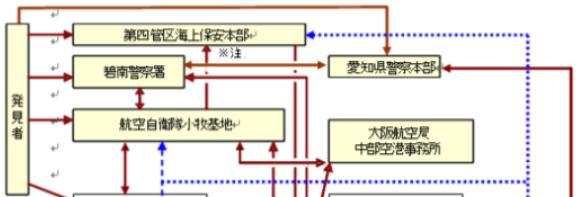

図に愛知県

			健康福祉部医務国保課及びＤＭＡＴ指定医療機関を追加
	５　応援協力関係 その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請をうけたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。	**５　応援協力関係** その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。	表記の整理
183	**第１７章　鉄道災害対策**	**第１６章　鉄道災害対策**	表記の整理
188	**第１８章　道路災害対策**	**第１７章　道路災害対策**	表記の整理
189	**道路災害対策**	**道路災害対策**	
	１　道路管理者（市）における措置	**１　道路管理者（市）における措置**	
	(2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（「本編第７章警備・交通規制・緊急輸送対策」参照）。	(2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（「本編第７章交通の確保・緊急輸送対策」参照）。	表記の整理
192	**第１９章　放射性物質及び原子力災害応急対策**	**第１８章　放射性物質及び原子力災害応急対策**	表記の整理

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（略）	（略）	（略）
第２節 核燃料物質等の	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・	（略）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（略）	（略）	（略）
第１節 環境汚染防止対	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・	（略）

	輸送中の事故における応急対策	ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社		策	ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社		
	第３節 県外の原子力発電所等における異常時対策	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	（略）	第３節 県外の原子力発電所等における異常時対策	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社	（略）	

198	**第２節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策** １０　西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社における措置事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	**第２節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策** １０　西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社における措置事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	表記の整理
203	**第２０　危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策**	**第１９章　危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策**	表記の整理
207	**第２１章　高圧ガス災害対策**	**第２０章　高圧ガス災害対策**	表記の整理
	第１節　高圧ガス施設	**第１節　高圧ガス施設**	
208	**５　応援協力関係** その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等をうけたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	**５　応援協力関係** その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	表記の整理
209	**第２２章　火薬類災害対策**	**第２１章　火薬類災害対策**	表記の整理

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事　後
県		○製造業者等への製造施設等の使用停止命令 （以下省略）	
中部近畿産業保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用停止命令を発するよう措置	

214 **第２３章　大規模な火事災害対策**

215 **第１節　大規模な火事災害対策**

１　市及び消防署における措置

（2）避難勧告・指示等

地域住民等の避難の勧告又は指示等については、「本編第９章避難者・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

218 **第２４章　住宅対策**

220 **第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営**

１　市における措置

（1）応急仮設住宅の建設

イ　建設用地の確保

(ｱ) 応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。なお、国は、県から応急仮設住宅建設用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。また、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

(ｲ) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地を選定しておく。

225 **第２５章　学校における対策**

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事　後
県		○製造業者等への製造施設等の 一時使用停止命令等 （以下省略）	
中部近畿産業保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置	

表記の整理

第２２章　大規模な火事災害対策　表記の整理

第１節　大規模な火事災害対策

１　市及び消防署における措置

（2）避難勧告・指示等　表記の整理

地域住民等の避難の勧告又は指示等については、「本編第９章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

第２３章　住宅対策　表記の整理

第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営

１　市における措置

（1）応急仮設住宅の建設　表記の整理

イ　建設用地の確保　（防災基本計画の修正）

応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。なお、国は、県から応急仮設住宅建設用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。また、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。　記載箇所の変更

（削除）　*※第２編第８章に記載*

第２４章　学校における対策　表記の整理

229 **第４編　災害復旧**

第１章　民生安定のための緊急措置

268 **第２章　公共施設等災害復旧対策**

基本方針

（追加）　*※第１章に記載されている内容*

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（略）	（略）	（略）
（追加）	（追加）	（追加）
※第１章第６節に記載されている内容		

（追加）　*※第１章第６節に記載されている内容*

（第１章 民生安定のための緊急措置）

(235) **第５節 暴力団等への対策**

（追加）　*※第３編第１１章第２節に記載されている内容*

（第３編　災害応急対策）

（第１１章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）

(150) **基本方針**

○　市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

（第３編　災害応急対策）

（第１１章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 廃棄物処理計画	（市）環境課、 衣浦衛生組合	1(1)　（略） 1(2)　処理体制の確立 1(3)、1(4)、1(5)（略）

（第３編　災害応急対策）

（第１１章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）

（第２節　災害廃棄物処理計画）

(150) **１　市における措置**

(1)　災害廃棄物処理実行計画の策定

第４編　災害復旧・復興　名称の変更

（削除）　*※第３章に記載*　構成の整理

第１章　公共施設等災害復旧対策

基本方針

○　暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。　記載箇所の変更

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（略）	（略）	（略）
第３節 暴力団等への対策	（市）防災課、 行政課	1(1)　復旧・復興事業からの暴力団排除 1(2)　公の施設からの暴力団排除

第３節　暴力団等への対策　構成の整理

第２章　災害廃棄物処理対策

基本方針

○　市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。　表記の整理

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	市町村	1(1)　（略） 1(2)　災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(3)、1(4)、1(5)（略）

表記の整理

災害廃棄物処理対策

１　市における措置

(1)　災害廃棄物処理実行計画の策定　表記の整理

	市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26 年3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。	市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。	（防災基本計画の修正）
	（2）処理体制の確立 廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。 なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。	（2）災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア　市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 イ　災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。	対策の追加等（防災基本計画の修正）
	（追加）	ウ　環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。	表記の整理
(151) (152)	（3）ごみの収集・運搬、処分の方法 エ　大規模災害が発生した場合、市及び衣浦衛生組合は廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材及び処理、処分場を確保する。 （5）周辺市町村及び県への応援要請 市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬等の協力に関する協定の締結業者や周辺市町村及び県に応援要請を行う。	（3）し尿・ごみの収集・運搬、処分 エ　大規模災害が発生した場合、市及び衣浦衛生組合は廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材及び処理、処分場を確保する。 （5）周辺市町村及び県への応援要請 市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬等の協力に関する協定の締結業者や周辺市町村又は県に応援要請を行う。	
	災害時の支援体制	**災害時の支援体制**	

	災害時の支援体制 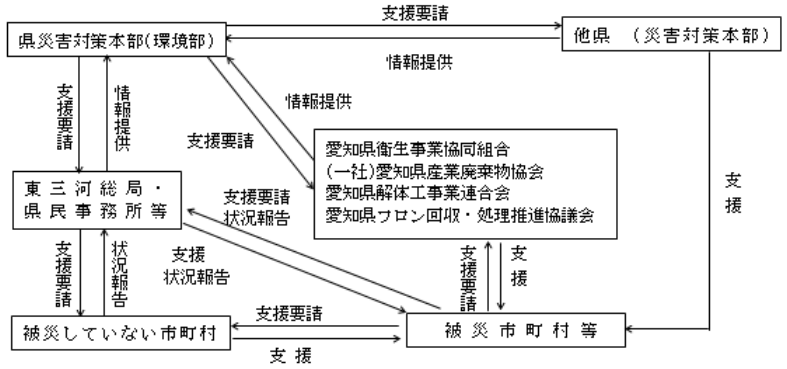 	災害時の支援体制 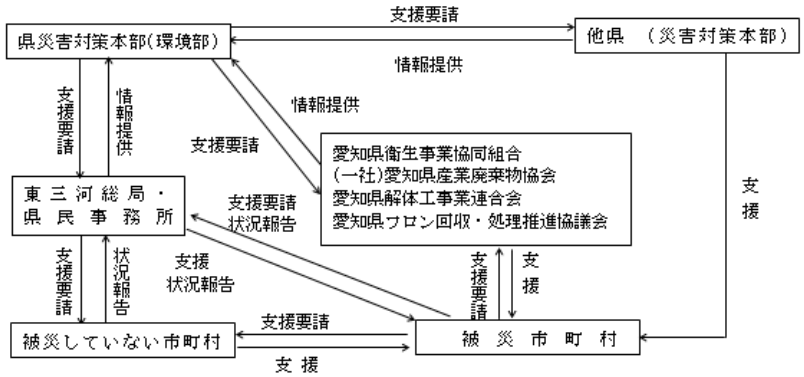 	「東三河総局・県民事務所等」及び「被災市町村等」の「等」を削除
	（第１章　民生安定のための緊急措置）	**第３章　被災者等の再建等の支援**	
(229)	**基本方針**	**■　基本方針**	
	（追加）	○　被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	方針の追加（防災基本計画の修正等）
	（追加）	○　被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。	表記の整理
		（削除）	
	○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。		記載箇所の変更
	○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。	（削除）　*※第２編第７章に記載*	記載箇所の変更
		（削除）　*※第１章に記載*	

○ 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

（第１章　民生安定のための緊急措置）

(229) **主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
（追加）	（追加）	（追加） *※第1節1（2）に記載されている内容*
第１節 義援金その他資金等による支援	（市）福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）、報道機関等 県社会福祉協議会	（追加） 1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) その他被災者支援制度 ２～５（略） ６　農林漁業災害資金 ７　中小企業復興資金 ８　住宅復興資金 ９　激甚災害特別貸付金
第２節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、((市)会計課)	1(1) ～(5)　（略） （追加）　*※第５節に記載している内容*
第３節 住宅等対策	（市）建築課 （追加）	1(1)　（略） 1(2) 被災住宅等の復旧相談 ２　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 罹災証明書の交付等	（市）税務課	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成
第２節 被災者への経済的支援等	（市）福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）、報道機関等 県社会福祉協議会	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 ２～５（略） （削除）*第４章へ* （削除）*第４章へ* （削除）*本章第４節へ* （削除）
第３節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、((市)会計課)	1(1) ～(5)　（略） 2　暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止
第４節 住宅等対策	（市）建築課、住宅金融支援機構東海支店	1(1)　（略） 1(2) 相談窓口の設置 2(1) 住宅復興資金 2(2) 住宅相談窓口の設置

				2(3) 既存貸付者に対する救済措置	
第４節 労働者対策	（略）	（略）	第５節 労働者対策	（略）	（略）
第５節 罹災証明書の交付	（略）	（略）	（削除）	（削除）	（削除） ※第１節に記載
第６節 暴力団等への対策	（略）	（略）	（削除）	（削除）	（削除） ※第１章に記載

(235	（追加）　※第１章第５節に記載されている内容 **（第1 章 民生安定のための緊急措置）** **（第１節 義援金その他資金等による支援）** **（１　市における措置）** （追加） 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 （追加） また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 (1)　（略） (2)　（略）	**第１節　罹災証明書の交付等** **１　市における措置** (1) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 ア　（略） イ　（略）	構成の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
230	**第１節　義援金その他資金等による支援** **１　市における措置** （追加） (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 （略） (3) その他被災者支援制度 市は被災者に対し、以下のとおり支援を行う。	**第２節　被災者への経済的支援等** **１　市における措置** (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。 (2) 災害弔慰金等の支給 （略） (3) 市税等の減免等 市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務	表記の整理 対策の追加 表記の整理 対策の追加 表記の整理

		を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、以下のとおり支援を行う。	
	(1) 義援金品の受付・配分	(4) 義援金品の受付・配分	
231	**２　日本赤十字社愛知県支部における措置**	**２　日本赤十字社愛知県支部における措置**	表記の整理
	義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。	義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。	
	５　県社会福祉協議会における措置	**５　県社会福祉協議会における措置**	表記の整理
	（略）	（略）	
	ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。	なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。	
232	**７　農林漁業災害資金**	（削除）　*※第４章に記載*	
	８　中小企業復興資金	（削除）　*※第４章に記載*	
	９　住宅復興資金	（削除）　*※第４節２に記載*	
	１０　激甚災害特別貸付金	（削除）	
	第２節　金融対策	**第３節　金融対策**	表記の整理
	１　東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置	**１　東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置**	
	(2) 金融機関等に対する要請	(2) 金融機関等に対する要請	表記の整理
	ア　預金取扱金融機関への措置	ア　預金取扱金融機関への措置	
	(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）	
233	(ｲ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置	(ｲ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置	
	a　預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。	a　預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。	
	（略）	（略）	
	(ｴ) 営業停止等における対応に関する措置	(ｴ) 営業停止等における対応に関する措置	表記の整理
	窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホーム	窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底するこ	

	ページに掲載し、取引者に周知徹底すること。 イ　保険会社及び少額短期保険業者への措置 （ｱ）　（略） （ｲ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。 （ｳ）営業停止等における対応に関する措置 保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。 ウ　火災共済協同組合への措置 （ｳ）火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。 エ　証券会社等への措置 （ｴ）窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。 （追加）	と。 イ　保険会社及び少額短期保険業者への措置 （ｱ）　（略） （ｲ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。 （ｳ）営業停止等における対応に関する措置 保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。 ウ　火災共済協同組合へのへの措置 （ｳ）火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。 エ　証券会社等への措置 （ｴ）窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Webサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。	表記の整理
		２　暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止 災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。	構成の整理
	第３節　住宅等対策	**第４節　住宅等対策**	表記の整理
234	**１　市における措置**	**１　市における措置**	
	(2) 被災住宅等の復旧相談 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。	(2)相談窓口の設置 相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。	表記の整理
	２　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置	**２　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置**	

	（追加）　*※第１節（232）に記載されている内容*	（1）住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。	表記の整理
	（追加） 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。	（2）住宅相談窓口の設置 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。	表記の整理 表記の整理
	（追加） また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。	（3）既存貸付者に対する救済措置 独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。	
235	**第４節　労働者対策** **第５節　暴力団等への対策**	**第５節　労働者対策** （削除）	表記の整理 構成の整理
	（追加）	**第４章　商工業・農林水産業の再建支援** **基本方針** ○　被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。 **主な機関の措置** 区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置 第１節 商工業の再建支援 ／ （市）商工課 ／ １（1）支援情報の提供及び相談窓口の設置 第２節 農林水産業の再建支援 ／ （市）農業水産課 ／ １（1）支援情報の提供及び相談窓口の設置 １（2）金融支援等 １（3）施設復旧	章の新設
	（第１章　民生安定のための緊急措置） **（第１節　義援金その他資金等による支援）**	**第１節　商工業の再建支援**	
(232)	**７　中小企業復興資金**	**１　市における措置**	

	被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。 **（第１章　民生安定のための緊急措置）** **（第１節　義援金その他資金等による支援）**	(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。	
(232)	**６　農林漁業災害資金** 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。 (1) 天災資金 暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。 (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。	**第２節　農林水産業の再建支援** **１　市における措置** (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。 (2) 金融支援等 市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。 (3) 施設復旧 第1章　公共施設等災害復旧対策　参照	
240	**第３章　財政対策**	**第５章　財政対策**	表記の整理